

目 次

新年のあいさつ	1
労働保険料は口座振替が便利です！	2
茨城県特定（産業別）最低賃金の改正のお知らせ	3
障害者の方を対象とした就職面接会を開催いたします！	4～5
専門実践教育訓練給付金が拡充されます	6～7
労働委員会の窓から	8～9
第46回茨城県障害者技能競技大会を開催しました	10
仕事と生活の調和推進計画/ワーク・ライフ・バランス講師派遣事業のご案内	11
「現代の名工」3名受賞！/いばらき労働相談センターのご案内	12



新 年 あ い さ つ

茨城県知事 大井川 和彦

新年あけましておめでとうございます。

皆様にはすがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

知事に就任してから3ヵ月余り、この間、現場に足を運び、さまざまな課題について改めて認識を深めますとともに、私自ら多くの職員と議論を進め、新しい茨城づくりの方向性を取りまとめました。

一年の始まりに当たり、未来に向けて大きな一歩を踏み出し、新しい県づくりに邁進していく決意を新たにしています。

社会のあらゆる分野で深刻になる人手不足、地域間の競争激化や格差の拡大など、厳しい時代を迎えようとしています。

力強い産業を創出し、豊かさを実感できる暮らしを育みますとともに、医療・福祉・治安・防災など、安心・安全な生活基盤を築いてまいります。

将来の予測が難しく、混沌とした時代を迎える中、確かなものはこれからの茨城を創る「人財」です。

子どもたちが得意なものを見つけ、さらに伸ばし、グローバル社会で活躍できる教育環境、子どもを産み育てやすい県づくりなどを進めてまいります。

将来にわたって、夢や希望を描ける茨城とするため、今から布石を打っていくことが私の使命であります。

世界湖沼会議、茨城国体・全国障害者スポーツ大会や東京オリンピック・パラリンピックの成功、あらゆる産業における海外展開やベンチャー企業支援、魅力度向上などに力を注いでまいります。

これからの茨城を切り拓いていくためには、これまでの常識にとらわれず、新しい発想で果敢に挑戦していかなければなりません。

人口減少や少子高齢化、刻一刻と進む時代の変化に真正面から向き合い、茨城のあるべき姿を見据えて、一步でも前に進んでいける一年にしていきたいと考えています。

県民の皆様のお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、本年が、実り多き素晴らしい一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

事業主の皆様へ

労働保険料の納付は口座振替が便利です。

労働保険料および一般拠出金の納付には、
口座振替が利用できます。

「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。
- 4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日 ^(※)	1月31日 ^(※)
↓			
口座振替による納付日（引き落とし日）	9月6日	11月14日	2月14日
↓			
ゆとり日数	58日	14日	14日

※労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

- 1 **申込用紙を入手**
申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。
▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード
※労働保険事務組合用の申込用紙についてはダウンロードができません。お手数ですが、労働局・労働基準監督署の窓口でお受け取り下さい。
- 2 **金融機関の窓口へ提出**
下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。
※一部の金融機関ではお取り扱いできません。対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

検索

<各期の申込締切日・口座振替日>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期または第1期								申込締切日 2月25日					
第2期							申込締切日 8月14日						
第3期									申込締切日 10月11日				

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。
※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後には、八方キでお知らせします

- ◎ 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容を八方キでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間引き落とし結果を八方キでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

問い合わせは
茨城労働局 労働保険徴収室 (TEL: 029-224-6211) まで

茨城県の最低賃金

I 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日	適用範囲
茨城県最低賃金	796	平成29.10.1	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

II 特定(産業別)最低賃金 (件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります)

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日	適用範囲
鉄鋼業	892	平成29.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	859	平成29.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は随いの業務 ロ 手作業による小部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	855	平成29.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業を除く。) (2) 医療用機械器具・医療用品製造業 (3) 光学機械器具・レンズ製造業 (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (5) 電気機械器具製造業(電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (6) 情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (7) 時計・同部分品製造業 (8) (1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。) 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は随いの業務 ロ 手作業による小部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
各種商品小売業	828	平成29.12.31	1 適用する使用者 茨城県の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

III 注意

- この表の最低賃金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
- 茨城県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく全ての労働者とその使用者に適用されます。
- 派遣労働者については、派遣先の事業所に適用されている最低賃金額が適用されます。
- 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。
 - 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 - 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
 - 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 月給制の場合は、右の計算式によって比較します。

$$\text{月給額} \times 12 \text{か月} \div \text{年間所定総労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$
- 日給制の場合は、右の計算式によって比較します。

$$\text{日給額} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

平成30年1月から 専門実践教育訓練給付金が拡充されます

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練から、
教育訓練給付金の 1.支給率 2.上限額 3.支給対象者の要件 が変わるとともに、
失業中の方のための 4.「教育訓練支援給付金」の支給額 も拡充されます。

1 支給率

40% → 50%

受講者が支払った教育訓練経費の**50%**（資格取得等した場合、
追加で教育訓練経費の**20%**（合計**70%**））の支給となります。

※平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練は、これまでどおり教育訓練経費の
40%（資格取得等した場合、追加で教育訓練経費の**20%**（合計**60%**））

2 上限額（年間）

32万円 → 40万円

支給の上限額は、**年間40万円**（資格取得等した場合、年間**56万円**）となります。

※平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給の上限額は、これまでどおり
年間**32万円**（資格取得等した場合、年間**48万円**）

注・訓練期間が2年間の場合の支給の上限額は80万円（資格取得等した場合、112万円）、3年
間の場合の支給の上限額は120万円（資格取得等した場合、168万円）となります。

・10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練に係る教育
訓練給付を受給した専門実践教育訓練の受講開始日を起点として10年を経過するまでの間に
受講開始した専門実践教育訓練に係る教育訓練給付の合計額は、168万円が限度となります。

3 支給対象者の要件の緩和について

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練から適用されます。

① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間（※1）が**3年以上**（従来の10年以上から短縮されました。）（初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については2年以上）ある方

② 雇用保険の被保険者であった方

専門実践教育訓練の受講開始日に被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内（※2）であり、かつ支給要件期間が**3年以上**（従来の10年以上から短縮されました。）（初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については2年以上）ある方

◆ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに**3年以上**（従来の10年以上から短縮されました。）経過していることが必要です。

※1 支給要件期間とは、受講開始日までの間に被保険者等として雇用された一定の要件を満たす期間をいいます。

※2 離職日の翌日以降1年間のうちに妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始することができない場合は、ハローワークに申請することにより、離職日の翌日から受講開始日までの教育訓練給付金の対象となり得る期間を最大4年までしか延長できませんでしたが、平成30年1月1日以降、**最大20年まで延長が可能**になります。

4 失業中の方に支給する「教育訓練支援給付金」の拡充について

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練（※3）からは、45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方が対象となる「教育訓練支援給付金」の支給額は、基本手当日額に相当する額の**80%**となります。

※3 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給額は、これまでどおり基本手当日額に相当する額の**50%**となります。



平成29年度（後期）

障害者就職面接会

～ひとつの理解が大きな希望へ～



◆◆◆ 求人・求職募集中 ◆◆◆

詳しくは、管轄のハローワークまでお問い合わせ下さい。

県西会場

- 2月7日(水)
- 結城市民情報センター
結城市国府町1-1-1
- 開催時間：13:00～15:30

県南会場

- 2月8日(木)
- ホテルグランド東雲
つくば市小野崎488-1
- 開催時間：13:00～15:30

県北会場

- 2月15日(木)
- 国民宿舎「鶉の岬」
日立市十王町伊師640
- 開催時間：13:00～15:30

県東会場

- 2月16日(金)
- ホテルレイクビュー水戸
水戸市宮町1-6-1
- 開催時間：13:00～15:30

【主催】ハローワーク・厚生労働省茨城労働局・茨城県

※各会場とも受付は12:30からとなります。
(天候により、順延または中止になる場合があります。)

面接会に参加を希望する皆様へ

求人者、障害者の方ともに、事前に下記の管轄ハローワークへお申し込み願います。

県内ハローワーク（公共職業安定所）

安定所名	所在地	電話・ファックス番号	管轄区域
水戸	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	TEL 029-231-6221 FAX 029-224-0795	水戸市 ひたちなか市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
笠間	〒309-1613 笠間市石井2026-1	TEL 0296-72-0252 FAX 0296-72-9008	笠間市
日立	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	TEL 0294-21-6441 FAX 0294-23-3340	日立市
筑西	〒308-0821 筑西市成田628-1	TEL 0296-22-2188 FAX 0296-25-2664	筑西市 結城市 桜川市
下妻	〒304-0041 下妻市古沢34-1	TEL 0296-43-3737 FAX 0296-44-6564	下妻市 八千代町
土浦	〒300-0051 土浦市真鍋1-18-19	TEL 029-822-5124 FAX 029-822-5294	土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町
古河	〒306-0011 古河市東3-7-23	TEL 0280-32-0461 FAX 0280-32-9019	古河市 境町 五霞町
常総	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	TEL 0297-22-8609 FAX 0297-22-2163	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
石岡	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	TEL 0299-26-8141 FAX 0299-26-8142	石岡市 小美玉市
常陸大宮	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1	TEL 0295-52-3185 FAX 0295-52-2068	常陸大宮市 常陸太田市 大子町
龍ヶ崎	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1	TEL 0297-60-2727 FAX 0297-65-3060	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 利根町 河内町 美浦村
高萩	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	TEL 0293-22-2549 FAX 0293-23-6520	高萩市 北茨城市
常陸鹿嶋	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	TEL 0299-83-2318 FAX 0299-82-6028	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市

セクシュアルハラスメントのない職場づくりへ！

男女雇用機会均等法第11条では、職場におけるセクシュアルハラスメントについて、事業主に防止措置を講じることを義務付けています。労働者個人の問題として片付けるのではなく、雇用管理上の問題と捉え、適切な対応をとることが必要です。

職場におけるセクシュアルハラスメントとは

男女雇用機会均等法においては、「職場」において行われる、「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応により労働者が労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されることをいいます。

職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれます。

また、被害を受ける者の性的指向（※1）や性自認（※2）にかかわらず、「性的な言動」であれば、セクシュアルハラスメントに該当します。

※1 人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするか

※2 性別に関する自己意識

事業主が雇用管理上講ずべき措置とは

事業主が講ずべき措置は、厚生労働大臣の指針により定められており、これらを**必ず実施しなければなりません。**

●事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ・セクシュアルハラスメントの内容。
- ・セクシュアルハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ・セクシュアルハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

●相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ・相談窓口をあらかじめ定めること。
- ・相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。セクシュアルハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生への恐れがある場合や、セクシュアルハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応すること。

●職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- ・事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ・事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
- ・事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ・再発防止に向けた措置を講ずること。



●併せて講ずべき措置

- ・相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。
- ・相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

茨城労働局 雇用環境・均等室 相談・指導部門

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 電話：029-277-8295

労働委員会の窓から

平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。



今期の事件の状況



● **審査事件** (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。
また、1 件の係属事件が終結しました。係属中の事件は 2 件です。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容	終結状況
H28(不) 第 2 号 事件	医療, 福祉	H28. 6. 30 労働組合	1 70 歳定年制の廃止並びに定年退職の取消し及び復職 2 契約更新条項の適用並びに定年退職の取消し及び復職 3 復職までの間の賃金相当額の支払 4 支配介入の禁止 5 謝罪文の掲示	平成 29 年 11 月 14 日、当事者双方に、申立事項を棄却する命令書を交付し、事件は終結した。

● **調整事件** (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請が 1 件ありました。係属中の事件は 1 件です。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	調整事項
P 争議	教育, 学習 支援業	H29. 11. 8 労働組合	・ 有期雇用の雇用年限及び再雇用に必要な空白期間を撤廃し、有期雇用の新たな制度設計を行うこと。 ・ 就業規則で雇用年限が設けられる前から雇用されていた者について、当面の予算の確保があれば 5 年を超えて雇用継続できるようにすること。 ・ 再雇用に必要な空白期間が 3 か月とされている者について、当面の予算の確保があれば、空白期間なしで再雇用できるようにすること。

● **個別あっせん事件**（労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）

・・・当該期間中に新規申請が**1件**があり、**終結**しました。係属中の事件はありません。

【新規事件及び終結の概要】

事件名	業種	申請者区分	あっせん事項	終結状況
K事件	食品製造業	労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・雇止めの撤回 ・雇止めを撤回しない場合は損害賠償金の請求 	被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったため、あっせん打切りとして終結した。（終結までの所要日数は、36日）



労働相談会開催報告

個別的労使紛争のあっせんに係る第3回労働相談会を開催しました。



11月15日（水）、茨城県労働委員会では、「個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会」を開催しました。

先月の開催に引き続き3回目となる今回の相談会は、平日の夕方から、茨城県庁舎23階の労働委員会事務局において行い、面談による相談のほか、電話による相談も行いました。労使紛争を解決してきた弁護士などの労働委員が、労働問題に関する相談を受け、労働委員会によるあっせんの活用を勧めるなどのさまざまなアドバイスを行いました。



【お問い合わせ先】；茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
 TEL029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）
 E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
 URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

第46回茨城県障害者技能競技大会を開催しました

この大会は、障害のある方が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

大会では、各種目において日ごろの練習の成果が十分に発揮され、ハイレベルな大会となりました。

開催日	平成29年12月2日(土) 9:30~15:10
主催	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部、茨城県
後援	茨城労働局、(株)茨城新聞社
競技会場	茨城県職業人材育成センター(水戸市水府町 864-4)
競技種目	電子機器組立、ワード・プロセッサ、ビルクリーニング、縫製、木工、喫茶サービス、パソコンデータ入力、オフィスアシスタント【8種目】
参加者数	68名

【お問い合わせ】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部 高齢・障害者業務課
(TEL:029-300-1215)

競技の様子



電子機器組立



喫茶サービス



ビルクリーニング



縫製



ジャズバンド演奏



閉会式

「現代の名工」3名受賞!

産業各分野の卓越した技能者（現代の名工）に、本県からは3名の技能者が選ばれ、厚生労働大臣の表彰を受けました。現代の名工となられた皆さんは、長年にわたる技能の研鑽が評価されたもので、現在、各分野でご活躍されております。

氏名	職種	所属
井坂 智明	数値制御金属工作機械工	(株)日立製作所インダストリアルプロダクツ ビジネスユニット
清水頭孝悦	製かん工	(株)日立産機システム勝田事業所
鈴木 房志	電子線応用装置組立調整工	(株)日立ハイテクノロジーズ那珂地区

いばらき労働相談センターのご案内

一方的な解雇や配置転換、賃金の不払いや長時間労働、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。面談のほか、電話での相談も受け付けておりますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

◆いばらき労働相談センター（水戸市三の丸1-7-41）◆

【電話番号】029-233-1560

【相談時間】平日 9:00~20:00（相談受付は19:30まで）

土日 10:00~16:00（相談受付は15:30まで）

※祝日、年末年始は休業

【相談内容】労働条件、採用、解雇、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ、セクハラなどに関する労働相談



*お住まいの地区において面接による相談を希望する場合は、センターの相談員が日程調整の上、出張面談を行いますので、事前にご連絡ください。（出張面談を行う場所は、各地区（県北・日立・鹿行・県南・県西）就職支援センター内となります）



仕事と生活の調和推進計画～ワーク・ライフ・バランスはじめの一步～

県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。

計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となります。（平成29・30年度資格者名簿分）。

詳細は、県労働政策課ホームページをご覧ください。（様式や記入例などを掲載しています）



仕事と生活の調和支援奨励金のご案内

県では、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、従業員に一定の期間利用させた中小企業主へ奨励金を支給しています。

★支給金額★

30万円（1事業主あたり1回のみ）

※奨励金の支給には要件がありますので、詳細は県労働政策課までお問い合わせください。

◆ お問い合わせ・お申込み先 ◆

茨城県商工労働観光部労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

労働政策課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbtop.html>



ワーク・ライフ・バランス講師派遣事業のご案内

県では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みを推進するため、無料で講師を派遣します。ワーク・ライフ・バランスとは何か、どのように取り組んでいけば良いのか、などについてぜひ学んでみませんか。

- 1 講師：ワーク・ライフ・バランスアドバイザー（県が委嘱した社会保険労務士）
- 2 時間：40分程度
- 3 対象：県内中小企業、団体、市町村
- 4 派遣料：無料
- 5 実施期間：平成30年2月28日まで
- 6 申し込み期限：平成30年2月9日まで
- 7 お問い合わせ：茨城県商工労働観光部労働政策課 電話 029-301-3635

茨城労働 Seed 茨城県商工労働観光部労働政策課
1月号 第703号 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
平成30年1月発行 TEL 029-301-3635
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>